

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」（<http://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>）に掲示し、平成23年11月29日まで縦覧に供する。

平成23年10月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請のあった年月日

平成23年9月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人せとうちPRIOR SPORTS CLUB

近江 伸一

丸亀市川西町北2147番地39

3 定款に記載された目的

この法人は、バレーボール・スポーツを通じて健康・競技活動・心身の向上を目指す事業を行い、地域スポーツクラブを核とした自立的・積極的な社会参加を促進し、公益の増進に寄与することを目的とする。ここでいう地域スポーツクラブとは、自主運営を基盤とした自立型のスポーツクラブであり、地域の活性化のみならず、我が国の生涯スポーツ振興と健康保持増進に寄与する組織である。